

西新宿七丁目町会新聞

第62期総会開催

平成 30 年 4 月 30 日
第 62 号
西新宿七丁目町会編集委員会

新任のご挨拶

新町会長 良貞



この度、2月日25日の総会で会長に任命頂きました滝でございます。何もかも初めての事でとまどっておりますが、会員の皆様の手足になれるよう精一杯頑張っていきたいと思っております。
まず最初に、小林前会長、長い間本当にご苦勞様でした。感謝申し上げます。
昨今の地域状況を見ますと、サラリーマンがグッと増え昼夜とも大変なご苦労です。
また、学習塾も多く子供達も大勢見受けられます。人が集まれば色々な問題も起きて参ります。

その中でも新宿区が提唱しております、安全で安心な街造りに取り組んでいきたいと思っております。会員皆様のお知恵を拝借し、近隣の皆様とも連係し早期に実現する様、努力して参ります。これからの町会事業、運営に多大なるご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

退任のご挨拶

前町会長 小林 孝一



25日の総会を持ちまして西新宿七丁目町会の町会長を退任致しました。
8年間にわたり誠にありがとうございました。
大過なくその任を果たせたのも、会員の皆様方のひとかならぬご厚誼の賜物と存じ、謹んで感謝申し上げます。
今後新会長の滝良貞さんに町会発展の為、何卒私同様格別のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。
まずは略儀ながら紙面を持ちまして後挨拶申し上げます。

総会開催について

総務部部长 石川 謙一



「寒風にほのかに薫る梅の花」今年の冬は思い外、寒い冬でした。
平成30年2月25(日)午後4時より、住友不動西新宿ビル地下1階会議室に於いて西新宿七丁目町会の総会が開催されました。

第一部は池田公保副会長の司会と開会の言葉に始まり、小林孝一町会長の挨拶の後、小林会長の体調を考えて、中村保信副会長が議長を務める事になりました。

事業報告は高橋研総務副部長、決算報告は石川時義財務部長、監査報告は春日一郎監査役より「過日、役員とで監査して精査した結果、厳正なる決算書である」との報告をいただきました。

事業案と決算案は手元の資料確認後、今年は役員改選期で町会長はじめ新役員が別紙の通り選出されました。

質疑応答もなく、石川謙一総務部長の閉会の挨拶で第一部は終了しました。

第二部は、渡辺望博青年部長の司会により、滝良貞新会長の挨拶と会田友太郎副会長の乾杯の音頭に始まり、楽しい宴も青年部長の三本締めで総会懇親会も終了しました。

お二人ご退任 お疲れさまでした

このたび退任される前町会長 小林孝一様と前副会長会田友太郎様に、長年のご苦勞、ご尽力に対し、ここに町会員を代表して滝良貞新会長より 感謝状と記念品をお渡し致しました。長い間 誠にありがとうございました！！



平成二十九年度西新宿七丁目町会 総会次第	
第一部	開会のことば
第二部	議長の挨拶
第三部	事業報告
第四部	決算報告
第五部	監査報告
第六部	役員改選
第七部	質疑応答
第八部	閉会のことば
第九部	懇親会



総会とその後の懇親会

平成 29 年度の町会運営報告

平成29年度収支決算書

自 平成29年 1月 1日
至 平成29年12月31日

西新宿七丁目町会

収入の部		支出の部	
科目	金額	科目	金額
前期繰越金	2,264,100	総会費	209,833
町雑収入	3,553,604	新年会費	1,006,991
預金利息	9,500	役員年会費	124,218
金交利	23	諸事務・連絡費	277,730
資源回収	308,600	防犯灯電料	13,135
総会費	135,749	防犯灯修理費	99,970
新年会費	132,000	交際費	0
防犯ハトロール	550,000	防犯灯修理費	299,721
会費	72,000	交際費	135,000
御祝	38,000	赤十字・共同募金	150,000
年会費	140,000	雑費	73,744
御祝	410,000	防犯ハトロール	378,076
防火防犯ハトロール	87,000		
会費	15,000		
御祝	195,000		
研修旅行	30,000		
会館使用料	45,000		
合計	7,280,576		
各種積立基金	2,898,356		
町会会館・防犯灯 災害対策・火事見舞等	定期預金		
平成30年 2月19日 上記の通り報告いたします。			
町会長 小林 孝一 担当副会長 滝 良時 計 小川 正義 " 小林 正典 " 賀 谷 哲男 " 加 賀 重信 " 渡 辺 公保 " 池 田 尚広			

西新宿七丁目町会平成29年度事業報告

平成29年1月1日～平成29年12月31日

西新宿七丁目町会

会長 小林 孝一

- 平成29年 1月
- 第44回防火防犯パトロール（防火防犯パトロール実行委員会）
平成28年12月7日～平成29年1月27日
- 29日 第44回防火防犯パトロール打ち上げ慰労会 於かに道楽 出席者 55名
- 2月 2日 町会「新年会」於ハイアットリージェンシー東京 出席者 65名
- 12日 婦人部「役員新年会」 於中国料理桃里 （婦人部役員）
- 26日 町会「総会」 於住友不動産西新宿ビル地下1階会議室 出席者 48名
- 3月 18日 町会高齢者友愛訪問 （柏友会）
- 19日 青年部新春会「江戸御座船・安宅丸」 参加者 35名（青年部）
- 4月 6日 4/6～4/15 春の全国交通安全運動に協力（交通部・婦人部）
- 13日 ボイ捨て禁止（環境部・美化部・婦人部）
- 24日 町会新聞第59号発行（編集委員会）
- 5月 25日 赤十字共同募金に協力
- 30日 ボイ捨て禁止（環境部・美化部・婦人部）
- 6月 4日 婦人部懇親会 京料理東山本店 26名参加（婦人部）
- 7月～8月 四町会合同夏期行事に協力（厚生部・婦人部・青年部・柏友会・防犯部）
- 7月 9日 青年部レクリエーション「浅草花やしきと浅草散策」参加者 38名（青年部）
- 21日 7/21～7/29 ラジオ体操会 於西新宿中学校
- 22日 消防と親しむ会 於西新宿中学校
- 26日 町会高齢者友愛訪問（柏友会）
- 8月 27日 子供縁日 於柏木公園（青年部）
- 9月 9日 西新宿中学校地域防災訓練（防災部・町会員全般）
- 21日 9/21～9/30 全国秋の交通安全運動に協力（交通部・婦人部）
- 22日 9/22～9/26 成子天神社大祭に協力（仲睦）
- 10月 11日 新宿区民地域安全のつどい 於四谷区民ホール
- 11日 10/11～10/20 全国地域安全運動に協力（防犯部）
- 26日 赤い羽根共同募金に協力
- 11月 5日 コミュニティスポーツ大会 於西新宿中学校
- 26日 西新宿七丁目町会日帰り親睦旅行 於常陸国出雲大社参詣 33名参加
- 12月 7日 町会新聞第60号発行（編集委員会）
- 7日 ボイ捨て禁止（環境部・美化部・婦人部）
- 8日 12/8～30年1/26 第45回防火防犯パトロール（防火防犯パトロール実行委員会）
- 15日 歳末たすけあいに協力
- 20日 町会高齢者友愛訪問（柏友会）
- 28日 年末特別防犯パトロール実施（防犯部）
- 上記の他に
毎月1回定例会
毎月1回資源回収（美化部）

第45回防火防犯パトロールと慰労会

青年部 池田 尚広

年末年始恒例の第45回防火防犯パトロールを平成29年12月8日から平成30年1月26日にかけて実施しました。継続は力。すごいと思います。今年も7班体制で行われましたが、雪も降り寒く、初日は天候不順で中止という波乱の幕開けでした。僕は5班でしたが、いきなり遅刻をしましたが、池田のくせにと言われないように、おおきく振りかぶってしれっと参加しました。昨年、苦情からサイレントゾーンを設けましたが今年も続行、残念な気持ちから井浦新の如く「くそっ！」と叫びました。火事や犯罪を未然に防ぐこの活動は効果があるんだ、と強く信じております。パトロールをしながら、ボンボンの灯りがついてないけど赤い金魚を探しに行ったのか、それとも愛ちゃんの笑顔が尽きちゃったのかなあ、とか。打上は1月28日（日）かに道楽新宿本店にて行われました。和やかに会は進みました。僕自身、写真係も兼ねることが多く乾杯の音頭の写真を撮れと言われ構えていると、音頭取る人のマイクも持ってとの指示。僕は胴体上部の左右から1本ずつ腕がでていて、胴体の上部真ん中に顔がついてるので複数の指示はやめてください。写真等で班長やメンバーのスピーチをじっくり聞けませんが、みなさんを見てると大変盛り上がりつつあるなと感じました。終わる前から徐々にいい香りがしてきます。中にはフライングで食べちゃう人も。最初に書きましたが、今回は天候に恵まれず、多くの班が、天候不順でパトロールの中止を余儀なくされました。日程決める人に言いたい。決して見栄を張ってるわけじゃないですよ！ 独身者をクリスマスとかイブに入れないで！！

新年会を開催を開催して



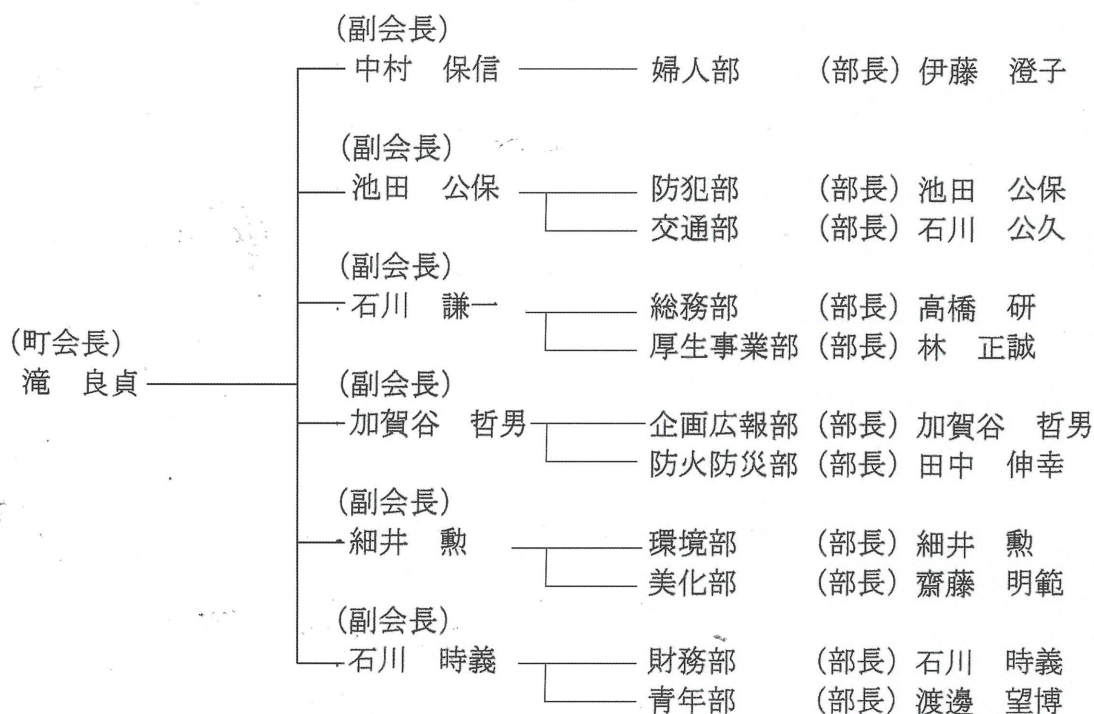
2月1日（木）ハイアットリージェンシー東京ホテルの28階において、新年会を開催しました。来賓、会員、合わせて64名の多くの参加をいただきました。ごさいました。

中村副部長の司会で始まり、町会長挨拶ですが、小林孝一会長が病氣療養中に付き、出席できませんので、滝良貞副会長がかわりに挨拶して、町会を安心安全にしたい町にしていきます、と挨拶の後、来賓を代表して柏木地区連合会長山田和男様が挨拶、乾杯は新宿区柏木特別出張所所長野島雅史様、のち公務の為に少しくれました。しばらく歓談の後石川謙一総務部長の司会でビンゴゲームで盛り上がり、最後当ホールの食事券やデイズニールランドの券でジャンケンゲームでまた盛り上がりました。中めは、渡辺望博青年部長で、最後に池田公保副会長の閉会のことばで、お開きとなりました。

副会長 中村 保信



新しい町会役員と民泊法について



【会計監査】

春日 一郎・小嶋 茂・小林 孝一

【柏友会・会長】

春日 一郎

【防火防犯パトロール・実行委員長】

池田 公保

住宅宿泊事業法（民泊法）の施行が平成30年6月15日より施行されます。

①民泊＝住宅と位置付け

民泊＝住宅と位置付けることで、今まで宿泊施設を作ることができなかった**住宅街でも民泊の営業が可能**に。ただし自治体の裁量により条例などで規制を上乗せできることから民泊に厳しい自治体では民泊の営業が難しくなる恐れがある。

②年間180日以内で営業可能

民泊を「家主居住型」と「家主不在型」の2つに区別し、いずれも「一定の要件」の範囲内で住宅の貸し出すを認める。ただし**年間営業日数は最大180日以内**に制限されるほか自治体によっては日数をさらに短縮する条例を制定できる。

③家主は都道府県知事へ届出義務付け（平成30年3月15日現在の状況にて）

「家主居住型」「家主不在型」ともに、都道府県知事への届出が義務付けられる。
（違反行為を行った場合は、業務停止、登録取消などの処分や、罰則あり）

※集合住宅（区分所有建物）の場合、**管理規約違反の不存在の確認**をする。

※住宅提供者が所有者でなく賃借人の場合、**賃貸借契約（転貸含む）違反の不存在の確認**

※**外部不経済への対応措置**（利用者に対する注意事項の説明、騒音等苦情対応など）

※**衛生管理措置**（一般的な衛生水準の維持・確保）

④管理者には国土交通大臣の登録義務付け

家主不在型のいわゆる投資民泊については、住宅宿泊管理業者への管理委託を要し、管理者には国土交通大臣への登録を義務付ける。

⑤民泊サイトは観光庁長官の登録を義務付け

西新宿七丁目町会新聞

第62期総会開催

平成 30 年 4 月 30 日

第 62 号

西新宿七丁目町会編集委員会

新任のご挨拶

新町会長 滝 良貞



この度、2月日25日の総会で会長に任命頂きました滝良貞でございます。何もかも初めての事でとまどっておりますが、会員の皆様の手足になれるよう精一杯頑張っていきたいと思っております。

まず最初に、小林前会長、長い間本当にご苦勞様でした。感謝申し上げます。

昨今の地域状況を見ますと、サラリーマンがグッと増え昼夜とも大変なご苦労です。

また、学習塾も多く子供達も大勢見受けられます。人が集まれば色々な問題も起きて参ります。

その中でも新宿区が提唱しております、安全で安心な街造りに取り組んでいきたいと思っております。会員皆様のお知恵を拝借し、近隣の皆様とも連携し早期に実現する様、努力して参ります。これからも町会事業、運営に多大なるご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

退任のご挨拶

前町会長 小林 孝一



25日の総会を持ちまして西新宿七丁目町会の町会長を退任致しました。

8年間にわたり誠にありがとうございました。大過なくその任を果たせたのも、会員の皆様方のひとかならぬご厚誼の賜物と存じ、謹んで感謝申し上げます。今後新会長の滝良貞さんに町会発展の為、何卒私同様格別のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

まずは略儀ながら紙面を持ちまして後挨拶申し上げます。

総会開催について

総務部部长 石川 謙一



「寒風にほのかに薫る梅の花」今年の冬は思い外、寒い冬でした。

平成30年2月25日(日)午後4時より、住友不動産西新宿ビル地下1階会議室に於いて西新宿七丁目町会の総会が開催されました。

第一部は池田公保副会長の司会と開会の言葉に始まり、小林孝一町会長の挨拶の後、小林会長の体調を考慮して、中村保信副会長が議長を務める事になりました。

事業報告は高橋研総務副部長、決算報告は石川時義財務部長、監査報告は春日一郎監査役より「過日、役員とで監査して精査した結果、厳正なる決算書である」との報告をいただきました。

事業案と決算案は手元の資料確認後、今年は役員改選期で町会長はじめ新役員が別紙の通り選出されました。

質疑応答もなく、石川謙一総務部長の閉会の挨拶で第一部は終了しました。

第二部は、渡辺望博青年部長の司会により、滝良貞新会長の挨拶と会田友太郎副会長の乾杯の音頭に始まり、楽しい宴も青年部長の三本締めで総会懇親会も終了しました。

総会とその後の懇親会

平成二十九年度西新宿七丁目町会
総会次第
第一部 開会のことば 司会 池田副会長
議長挨拶
事業報告
決算報告
監査報告
役員改選
質疑応答
第二部 閉会のことば 司会 渡辺青年部長
新会長挨拶
乾杯



お二人ご退任 お疲れさまでした

このたび退任される前町会長 小林孝一様と前副会長会田友太郎様に、長年のご苦勞、ご尽力に対し、ここに町会員を代表して滝良貞新会長より感謝状と記念品をお渡し致しました。長い間 誠にありがとうございました！！



防犯部活動報告

- 1.平成 29 年 年末地域安全運動
平成 29 年 12 月 1 日 (金) ～ 31 日 (日)
- 2.夜間騒音パトロール 年末特別クリーン作戦
平成 29 年 12 月 1 日 (金)
新宿駅西口周辺 (西新宿七丁目・一丁目)
- 3.年末特別防犯パトロール
平成 29 年 12 月 28 日 (木) 河合塾前
① 夜警激励巡視
宮橋新宿警察署長、加藤防犯協会長他
② 町内防犯パトロール
- 4.第 45 回防火防犯パトロール
平成 29 年 12 月 8 日 (金) ～平成 30 年 1 月 26 日 (金)
- 5.同上パトロール 打上げ慰労会
平成 30 年 1 月 28 日 (日) かに道楽 新宿本店
- 6.特殊詐欺根絶イベント in 新宿
平成 30 年 3 月 18 日 (日) 四谷区民ホール
- 7.春の地域安全運動
平成 30 年 4 月 1 日 (日) ～ 11 日 (水)

※上記の行事には、町会長をはじめ多くの方々が参加・協力しています。

常円寺短信

4 月からご住職が、及川周介上人から
及川玄一上人に代わりました。



ロータス寺市のご案内

常円寺祖師堂の 1 階と地下で、オーガニック食品から フェアトレード雑貨まで個性的な 20 ～ 25 店が出店する市場が開催されます。また境内ではキッチンカーによるスープカレーやかき氷なども楽しめます。ぶらりと覗いてみませんか？
日時：5 月 26 日 (土) 午前 10 時半～午後 4 時半 (雨天決行)
※ 9 月、1 月にも開催予定です。



交通部だより

交通部長 石川 公久

今年も例年通り、4 月 6 日から 15 日の十日間にかけて、春の全国交通安全運動が開催されました。運動の基本は、子供と高齢者の交通事故防止です。運動の重点

- 子供と高齢者の安全な運行の確保と高齢運転者の交通事故防止
- 自転車の安全利用の推進
- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶 8080
- 二輪車の交通事故防止

世界一の交通安全都市 T O K Y O を目指してまいります。

また、少子化の影響から、交通少年団の募集をしております。交通安全に関わるボランティアやキャンペーン等の活動を通して地域の交通安全の輪を広める活動を行っています。

柏友会活動報告

婦人部 小林 隆子

長く厳しかった寒さがようやく和らいだ 3 月、淀高連主催による「館山寺温泉と、遠州路散策の旅」航空自衛隊・浜松広報館「見学の泊旅行に柏友会も参加してきました。

東名高速の車窓から眺めた、厚い雪に覆われた富士山のあまりの雄大さに歓声があがりました。心に残る旅になりました。

現在柏友会は、会員数 80 名、準会員数 13 名、区高連の中でも大勢の会員数を誇る会として、活発な活動を行っています。

何といっても、柏友会の一番の活動は、年 4 回行っている誕生会です。毎回 45 名を超える出席者が集い、お互いの健康を気遣いながら歓談している姿は、とても楽しそうで、そばで見ても心が和みます。

カラオケサークルの仲間が日頃の成果を披露して、会に花を添えます。余興は空くじ無しのビンゴゲームで、数字を見落とすまいと真剣にカードに向き合っている姿は、さしずめ脳のトレーニングをしている様です。

その他の主な会の活動は、友愛訪問を年 2 回 88 歳以上の方にお会いして、お話ししたり、年の瀬には 80 歳以上の方のお宅を訪ねて、お互いの一年を無事に過ごせたことを喜びあいます。

体力づくりも大事な活動として、澄みきった空気を胸いっぱい受けて、柏木公園でグランドゴルフと輪投げの練習もしています。区大会に出場できる程の好成績をあげたこともあります。

柏友会に入会出来るのは 58 歳からで、区の規定になっています。柏友会に入会することで、柏友会独自の活動の他に、区主催の囲碁や将棋大会にも参加できますので、趣味や交友関係を広げることも出来ます。

現在の柏友会が、これだけ活発な活動が続けられるのは、町会のご理解と多くの方々の応援があつてのことです。

58 歳になったらぜひ柏友会に入会して下さい。お待ちしております。

計 報

※別紙拡大版 参照してください

住宅宿泊事業法（民泊法）の施行が平成 30 年 6 月 15 日より施行されます。

- ①民泊＝住宅と位置付け
民泊＝住宅と位置付けることで、今まで宿泊施設を作ることができなかった住宅街でも民泊の営業が可能に。ただし自治体の裁量により条例などで規制を上乗せできることから民泊に厳しい自治体では民泊の営業が難しくなる恐れがある。
- ②年間 180 日以内で営業可能
民泊を「家主居住型」と「家主不在型」の 2 つに区別し、いずれも「一定の要件」の範囲内で住宅の貸し出すを認める。ただし年間営業日数は最大 180 日以内に制限されるほか自治体によっては日数をさらに短縮する条例を制定できる。
- ③家主は都道府県知事へ届出義務付け（平成 30 年 3 月 15 日現在の状況にて）
「家主居住型」「家主不在型」とともに、都道府県知事への届出が義務付けられる。
（違反行為を行った場合は、業務停止、登録取消などの処分や、罰則あり）
※集合住宅（区分所有建物）の場合、管理規約違反の不存在の確認をする。
※住宅提供者が所有者でなく賃借人の場合、賃貸借契約（転貸含む）違反の不存在の確認
※外部不経済への対応措置（利用者に対する注意事項の説明、騒音等苦情対応など）
※衛生管理措置（一般的な衛生水準の維持・確保）
- ④管理者には国土交通大臣の登録義務付け
家主不在型のいわゆる投資民泊については、住宅宿泊管理者への管理委託を要し、管理者には国土交通大臣への登録を義務付ける。
- ⑤民泊サイトは観光庁長官の登録を義務付け

編集後記

今年、町会長・役員が改選されました。また、常円寺のご住職も代わり、七丁目も新しい時代になってきたようです。当新聞もフレッシュ！に行きたいと思っていますが、自らを変えていく事のむずかしさを実感しているこの頃です。

(加賀谷 哲男)

・安藤 潔殿 四十九歳
西新宿七十七十三
平成三十年一月十二日

◎町会にとつてかけがえのない方が
お亡くなりになりました。
ここに謹んでご冥福をお祈り申し上げます。